

令和 7 年 6 月定例県議会

建設常任委員会説明資料

土 木 部

目 次

1 予算関係について

令和 7 年度熊本県補正予算について

令和 7 年度 6 月補正予算資料	1
令和 7 年度 6 月補正予算総括表	2
令和 7 年度熊本県一般会計補正予算（議案第 1 号）	
道路整備課	3
砂防課	5
令和 7 年度熊本県下水道事業会計補正予算（議案第 4 号）	
下水環境課	4

2 条例等関係について

（1）熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

都市計画課（議案第 1 0 号）	7 ～ 1 4
------------------------	---------

（2）工事請負契約の変更について

道路整備課（議案第 1 7 号）	1 5 ～ 1 6
------------------------	-----------

（3）専決処分の報告及び承認について

道路保全課（議案第 2 0 号～第 2 5 号）	1 7 ～ 2 3
--------------------------------	-----------

（4）令和 6 年度繰越計算書の報告について

令和 6 年度繰越計算書（総括表）	2 5 ～ 2 6
-------------------------	-----------

令和 6 年度熊本県一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について（報告第 1 号）

道路整備課	2 8
道路保全課	2 9
都市計画課	3 0
下水環境課	3 1
河川課	3 3 ～ 3 5

港湾課	3 7
砂防課	4 1 ~ 4 2
建築課	4 3
営繕課	4 4
住宅課	4 5
令和 6 年度熊本県港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について（報告第 2 号）	
港湾課	3 8
令和 6 年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について（報告第 3 号）	
港湾課	3 9
令和 6 年度熊本県用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について（報告第 4 号）	
用地対策課	2 7
令和 6 年度熊本県下水道事業会計建設改良費繰越額の使用に関する計画の報告について（報告第 7 号）	
下水環境課	3 2
令和 6 年度熊本県一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について（報告第 6 号）	
道路整備課	4 7
都市計画課	4 8
下水環境課	4 9
河川課	5 1 ~ 5 2
砂防課	5 3
令和 6 年度熊本県下水道事業会計事故繰越額の使用に関する計画の報告について（報告第 8 号）	
下水環境課	5 0

令和 7 年 度 6 月 補 正 予 算 資 料

(単位:千円)

区 分	一 般 会 計									特 別 会 計 等			合 計
	普 通 建 設 事 業			災 害 復 旧 事 業			投資の経費計	消費の経費	一般会計計	投資の経費	消費の経費	特別会計等計	
	補助事業	県単事業	直轄事業	補助事業	県単事業	直轄事業							
補正前予算額	43,419,754	28,735,829	14,169,967	9,846,928	545,000		96,717,478	10,968,812	107,686,290	8,759,326	6,059,204	14,818,530	122,504,820
今回補正額	2,546,229						2,546,229		2,546,229	1,080,000		1,080,000	3,626,229
合 計	45,965,983	28,735,829	14,169,967	9,846,928	545,000		99,263,707	10,968,812	110,232,519	9,839,326	6,059,204	15,898,530	126,131,049

【各課別内訳】

(上段は今回補正額、下段は今回補正後の額)

監 理 課													
		122,402					122,402	710,963	833,365				833,365
用 地 対 策 課								89,963	89,963	1,400,000	437,328	1,837,328	1,927,291
土木技術管理課													
		88,852					88,852	139,677	228,529				228,529
道 路 整 備 課	2,389,479						2,389,479		2,389,479				2,389,479
	18,325,404	3,198,593	7,583,837				29,107,834	883,761	29,991,595				29,991,595
道 路 保 全 課													
	7,358,273	5,703,494			345,000		13,406,767	3,464,573	16,871,340				16,871,340
都 市 計 画 課													
	6,817,551	1,342,015					8,159,566	596,928	8,756,494				8,756,494
下 水 環 境 課										1,080,000		1,080,000	1,080,000
	575,351	129,573					704,924	578,362	1,283,286	4,755,126	3,301,686	8,056,812	9,340,098
河 川 課													
	4,595,378	12,311,504	3,579,580	9,846,928	200,000		30,533,390	659,383	31,192,773				31,192,773
港 湾 課													
	1,800,340	2,560,679	2,108,650				6,469,669	1,680,428	8,150,097	3,684,200	2,320,190	6,004,390	14,154,487
砂 防 課	156,750						156,750		156,750				156,750
	5,532,988	2,028,744	897,900				8,459,632	197,082	8,656,714				8,656,714
建 築 課													
	29,844	104,876					134,720	507,930	642,650				642,650
営 繕 課													
		1,019,269					1,019,269	243,852	1,263,121				1,263,121
住 宅 課													
	930,854	125,828					1,056,682	1,215,910	2,272,592				2,272,592
合 計	2,546,229						2,546,229		2,546,229	1,080,000		1,080,000	3,626,229
	45,965,983	28,735,829	14,169,967	9,846,928	545,000		99,263,707	10,968,812	110,232,519	9,839,326	6,059,204	15,898,530	126,131,049

令和7年度6月補正予算総括表

1 一般会計

(単位：千円)

課名	補正前予算額	今回補正額	合計	今回補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国支出金	地方債	その他	
監理課	833,365		833,365				
用地対策課	89,963		89,963				
土木技術管理課	228,529		228,529				
道路整備課	27,602,116	2,389,479	29,991,595	1,157,107	1,072,000		160,372
道路保全課	16,871,340		16,871,340				
都市計画課	8,756,494		8,756,494				
下水環境課	1,283,286		1,283,286				
河川課	31,192,773		31,192,773				
港湾課	8,150,097		8,150,097				
砂防課	8,499,964	156,750	8,656,714	75,000	73,000		8,750
建築課	642,650		642,650				
営繕課	1,263,121		1,263,121				
住宅課	2,272,592		2,272,592				
合計	107,686,290	2,546,229	110,232,519	1,232,107	1,145,000		169,122

2 港湾整備事業特別会計

港湾課	3,379,690		3,379,690				
-----	-----------	--	-----------	--	--	--	--

3 臨海工業用地造成事業特別会計

港湾課	2,624,700		2,624,700				
-----	-----------	--	-----------	--	--	--	--

4 用地先行取得事業特別会計

用地対策課	1,837,328		1,837,328				
-------	-----------	--	-----------	--	--	--	--

5 下水道事業会計

下水環境課	6,976,812	1,080,000	8,056,812	240,000	480,000	360,000	
-------	-----------	-----------	-----------	---------	---------	---------	--

土木部合計	122,504,820	3,626,229	126,131,049	1,472,107	1,625,000	360,000	169,122
-------	-------------	-----------	-------------	-----------	-----------	---------	---------

(単位:千円)

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明				
					特 定 財 源			一般財源					
					国支出金	地 方 債	そ の 他						
P 2 9	道 路 新 設 改 良 費	17,865,560	2,389,479	20,255,039	1,157,107	1,072,000		160,372					
	道 路 改 築 費	3,569,000		3,569,000					【債務負担行為の設定】 国道266号上1号橋（上天草市） <table><tr><td>年 度</td><td>限 度 額</td></tr><tr><td>8</td><td>250,000</td></tr></table>	年 度	限 度 額	8	250,000
	年 度	限 度 額											
8	250,000												
地 域 道 路 改 築 費	9,347,988	2,389,479	11,737,467	1,157,107	1,072,000		160,372	国庫内示に伴う増 国道445号（八代市）外18箇所 玉名立花線（玉名市）外105箇所					
道 路 整 備 課 計	27,602,116	2,389,479	29,991,595	1,157,107	1,072,000		160,372						

令和7年度6月補正予算

下水環境課（下水道事業会計）

（単位：千円）

説明書 の頁数	目 名	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 4 0 ） P 4 4	（ 資 本 的 支 出 ） 熊 本 セ ミ コ ン 特 定 公 共 下 水 道 建 設 費	67,803	1,080,000	1,147,803	240,000	480,000	360,000		
	管路施設・ポンプ場施設・ 処 理 場 施 設 建 設 改 良 費 （ 交 付 金 事 業 ）		440,000	440,000	97,778	195,555	146,667		【半導体産業集積地関連】 新処理場建設に伴う測量試験委託等
	固 定 資 産 購 入 費		640,000	640,000	142,222	284,445	213,333		【半導体産業集積地関連】 新処理場建設に伴う用地買収等
下 水 環 境 課 計		6,976,812	1,080,000	8,056,812	240,000	480,000	360,000		

(単位:千円)

説明書の ページ	目 名	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				説 明
					特 定 財 源			一般財源	
					国支出金	地 方 債	そ の 他		
P 3 0	砂 防 費	8,148,279	156,750	8,305,029	75,000	- 73,000		8,750	
	地 す べ り 対 策 事 業 費	211,090	20,900	231,990	10,000	9,000		1,900	国庫内示に伴う増 上久保地区（天草市）
	砂防設備等緊急改築事業費	606,936	135,850	742,786	65,000	64,000		6,850	国庫内示に伴う増 山の神川（芦北町）外3箇所
砂 防 課 計		8,499,964	156,750	8,656,714	75,000	73,000		8,750	

第 10 号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和 7 年 6 月 6 日 提出

熊本県知事 木 村 敬

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

熊本県都市公園条例 (昭和 53 年熊本県条例第 9 号) の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の表野球場の項中「410円」を「460円」に、「900円」を「1,010円」に改め、同表ソフトボール場の項中「360円」を「410円」に、「780円」を「870円」に改め、同表テニスコートの項中「510円」を「570円」に、「1,120円」を「1,250円」に、「230円」を「260円」に、「500円」を「560円」に改め、同表サッカー場ラグビー場の項中「360円」を「410円」に、「780円」を「870円」に改め、同表多目的広場Aの項中「280円」を「410円」に、「620円」を「870円」に改め、同表多目的広場B多目的広場Cの項中「360円」を「410円」に、「780円」を「870円」に改め、同表弓道場の項及び相撲場の項中「130円」を「150円」に、「280円」を「320円」に改め、同表体育館の項中「100円」を「120円」に、「220円」を「250円」に、「210円」を「240円」に、「450円」を「510円」に、「560円」を「630円」に、「1,230円」を「1,380円」に、「410円」を「460円」に、「900円」を「1,010円」に、「850円」を「950円」に、「1,850円」を「2,070円」に改め、同表運動広場の項中「210円」を「250円」に、「470円」を「540円」に、「1,260円」を「1,450円」に、「2,790円」を「3,200円」に改め、同表補助競技場の項を次のように改める。

補助競技場	専用使用	1時間につき	1,110円
	一般使用		2,430円
		1日につき	60円
			130円

別表第 2 の 1 の表投てき場の項中「200円」を「230円」に、「440円」を「490円」に改める。

別表第 2 の 2 の表中「61,750円」を「69,290円」に、「410円」を「470円」に、「760円」を「860円」に、「610円」を「690円」に、「1,150円」を「1,280円」に、「4,750円」を「5,330円」に、「1,200円」を「1,340円」に、「133,240円」を「149,500円」に、「890円」を「1,000円」に、「1,670円」を「1,880円」に、「1,340円」

を「1, 510円」に、「2, 500円」を「2, 810円」に、「10, 430円」を「11, 710円」に、「2, 620円」を「2, 940円」に、「399, 720円」を「448, 490円」に、「31, 310円」を「35, 130円」に、「7, 830円」を「8, 790円」に、「13, 070円」を「14, 670円」に、「10, 110円」を「11, 350円」に、「70円」を「80円」に、「100円」を「120円」に、「220円」を「250円」に、「150円」を「170円」に、「200円」を「230円」に、「400円」を「450円」に改める。

別表第2の3の表中備考以外の部分を次のように改める。

3 熊本県民総合運動公園陸上競技場体育施設使用料

区分		金額			
使用者が入場料金を徴収する場合（１日につき）		使用者が入場料金を徴収しない場合			
アマチュアスポーツに使用する場合	学生	税込み入場料金の最高額の120人分に相当する額（その額が68, 180円未満のときは、68, 180円）	専用	観覧席を全部使用する 場合1時間につき	5, 250円
			使用	観覧席を使用しない場 合又はメイנסスタンド のみを使用する場合1 時間につき	2, 650円
				インドアフィールドの みを利用する場合1時 間につき	340円
				1日につき	170円
	一般使用				
		専用	観覧席を全部使用する 場合1時間につき	11, 550円	
		一般	税込み入場料金の最高 額の150人分に相当 する額（その額が14 7, 270円未満のと きは、147, 270 円）	使用	観覧席を使用しない場 合又はメイנסスタンド のみを使用する場合1 時間につき
			インドアフィールドの みを利用する場合1時 間につき	740円	

			間につき	
			一般 使用	380円
ア・チャア スポーツ以 外に使用す る場合	税込み入場料金の最高 額の300人分に相当 する額（その額が44 1,770円未満のと きは、441,770 円）	観覧席を全部使用する場合 1時間につき		34,620円
		観覧席を使用しない場合又は メイソスタンドのみを使 用する場合1時間につき		17,310円

別表第2の4の表夜間照明の項中「1,100円」を「1,560円」に、「340円」を「490円」に、「3,300円」を「4,670円」に、「110円」を「150円」に、「240円」を「280円」に、「1,420円」を「1,630円」に改め、同表本部室の項中「450円」を「510円」に改め、同表会議室の項中「290円」を「340円」に改め、同表小会議室の項中「110円」を「130円」に改め、同表研修室の項中「160円」を「190円」に改め、同表陸上競技器具の項を次のように改める。

陸上競技器具		専用使用	一式1時間につき	790円
一般使用	スターティング ブロック	1台1日につき	60円	
	ハードル（10 台1組）	1組1日につき	100円	
	走り高跳び器具	1組1日につき	210円	
	棒高跳び器具	1組1日につき	210円	

別表第2の5の表中「1,680円」を「1,870円」に、「6,710円」を「7,460円」に、「4,560円」を「5,070円」に、「1,320円」を「1,470円」に、「390円」を「440円」に、「160円」を「180円」に、「710円」を「790円」に、「490円」を「550円」に改める。

別表第2の6の表夜間照明の項中「5,280円」を「5,830円」に、「8,800円」を「9,720円」に、「15,740円」を「17,380円」に、「2,200円」を「2,400円」に改め、同表大型映像装置Aの項中「7,580円」を「8,680円」に改め、同表大型映像装置Bの項中「4,620円」を「5,040円」に改め、同表場内放送器具の項中「1,660円」を「1,900円」に改め、同表写真判定装置の項中「1,050円」を「1,200円」に改め、同表陸上競技器具の項を次のよ

うに改める。

陸上競技器具	専用使用		一式1時間につき	2, 570円
	一般使用			
	スターティング ブロック		1台1日につき	60円
	ハードル(10 台1組)		1組1日につき	100円
	走り高跳び器具		1組1日につき	210円
	棒高跳び器具		1組1日につき	210円

別表第2の6の表会議室Aの項中「560円」を「620円」に改め、同表会議室Bの項及び会議室Cの項中「440円」を「490円」に改め、同表会議室Dの項中「610円」を「680円」に改め、同表会議室Eの項中「490円」を「550円」に改め、同表会議室Fの項中「390円」を「440円」に改め、同表第一休憩室の項中「440円」を「490円」に改め、同表第二休憩室の項中「560円」を「620円」に改め、同表小放送室の項中「220円」を「250円」に改め、同表更衣室A及び更衣室Bの項中「660円」を「720円」に改め、同表ボーリング検査室の項中「330円」を「360円」に改め、同表控室Aの項及び控室Bの項中「110円」を「120円」に改め、同項の次に次のように加える。

トレーニン グ室	普通券に よる使用	高校生以下の者	1人2時間につき	200円
	回数券に よる使用	大人	1人2時間につき	440円
		高校生以下の者	1人2時間11回分に つき	1, 970円
		大人	1人2時間11回分に つき	4, 330円

別表第2の7の表中「100円」を「140円」に、「220円」を「250円」に改める。

別表第3の1の表中備考以外の部分を次のように改める。

1 熊本県営八代運動公園体育施設使用料

区分		金額	
使用者が入場料金を徴収する場合(1日につき)		使用者が入場料金を徴収しない場合	
野 球	ア ス 生	学 生	税込み入場料金の 最高額の40人分
			午前9時から午後1時まで 3, 430円
			午後1時から午後5時まで 4, 230円

場	ポーツに使用する場合	に相当する額（その額が16,390円未満のときは、16,390円）			上記の時間の区分にかかわらず、時間単位で使用する場合 1時間につき 1,250円 ゾルペンのみ使用する場合 一室1時間につき 160円		
		一般	税込み入場料金の最高額の50人分に相当する額（その額が25,890円未満のときは、25,890円）	使用日 使用時間	平日	土曜・日曜・国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日	
				午前9時から午後1時まで	4,410円	5,290円	
				午後1時から午後5時まで	5,660円	6,550円	
				上記の時間の区分にかかわらず、時間単位で使用する場合 1時間につき	1,760円	2,010円	
				ゾルペンのみ使用する場合一室1時間につき	320円	320円	
				1時間につき	10,260円		
陸上競技	アマチュアスポーツ以外に使用する場合		税込み入場料金の最高額の100人分に相当する額（その額が76,870円未満のときは、76,870円）	専用使用	全部1時間に		1,140円
					つき		
					ファイナルド（競争走路に囲		460円

場 合		0円未満のときは、 14,790円)		まれた部分を いう。以下同 じ。) 1時間 につき	
合	一 般	税込み入場料金の 最高額の20人分 に相当する額 (そ の額が32,540 円未満のときは、 32,540円)	一般使用	1日につき	60円
			専用使用	全部1時間に つき	2,500円
				フイールド1 時間につき	1,000円
				一般使用	1日につき
アマチュア スポーツ以 外に使用す る場合	税込み入場料金の 最高額の30人分 に相当する額 (そ の額が97,730 円未満のときは、 97,730円)	全部1時間につき		7,520円	
		フイールド1時間につき		3,000円	
多目的広場		1時間につき		360円 750円	

別表第3の2の表中「250円」を「290円」に、「570円」を「640円」に、「660円」を「760円」に、「1,470円」を「1,690円」に、「1,330円」を「1,530円」に、「2,930円」を「3,370円」に、「100円」を「120円」に、「220円」を「260円」に、「200円」を「240円」に、「450円」を「510円」に改める。

別表第3の3の表中「330,000円」を「372,970円」に、「80,300円」を「90,760円」に、「27,500円」を「31,090円」に、「13,000円」を「14,700円」に、「18,700円」を「21,140円」に、「9,000円」を「10,180円」に、「14,300円」を「16,170円」に、「7,000円」を「7,920円」に、「9,900円」を「11,190円」に、「5,000円」を「5,660円」に改める。

別表第3の4の表場内放送器具の項中「100円」を「120円」に、「220円」を「250円」に改め、同表本部室の項中「200円」を「230円」に、「440円」を「500円」に改め、同表放送室の項中「150円」を「170円」に、「340円」を「390円」に改め、同項の次に次のように加える。

陸上競技器具	専用使用		一式 1 時間につき	7 9 0 円
	一般使用	スターティング ブロック	1 台 1 日につき	
		ハードル (1 0 台 1 組)	1 組 1 日につき	
		走り 高跳び器具	1 組 1 日につき	
		棒 高跳び器具	1 組 1 日につき	

別表第 4 の 1 の表テニスコートの項中「230 円」を「260 円」に、「500 円」を「560 円」に改め、同表多目的広場の項中「50 円」を「60 円」に、「100 円」を「120 円」に、「200 円」を「230 円」に、「120 円」を「140 円」に、「240 円」を「280 円」に改め、同表グラウンド・ゴルフ場の項中「500 円」を「570 円」に、「1, 100 円」を「1, 250 円」に、「200 円」を「230 円」に、「440 円」を「500 円」に改める。

別表第 4 の 2 の表中「11, 220 円」を「12, 510 円」に、「1, 020 円」を「1, 140 円」に、「400 円」を「460 円」に、「50 円」を「60 円」に、「24, 660 円」を「27, 500 円」に、「2, 240 円」を「2, 500 円」に、「890 円」を「1, 000 円」に、「110 円」を「130 円」に、「74, 210 円」を「82, 750 円」に、「6, 740 円」を「7, 520 円」に、「2, 690 円」を「3, 000 円」に改める。

別表第 4 の 3 の表中「340 円」を「490 円」に、「1, 800 円」を「2, 010 円」に、「1, 440 円」を「1, 610 円」に改める。

別表第 4 の 4 の表中「570 円」を「640 円」に、「1, 130 円」を「1, 260 円」に、「710 円」を「790 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 2、別表第 3 及び別表第 4 の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

都市公園の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料の額を改定する等がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

都市計画課

1 条例の名称

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

都市公園の施設及び設備使用料の算定に係る経費単価の見直し等に伴い、使用料の額を改定する等の必要がある。

3 内容

- (1) 使用料の額及び料金区分を改定する。（別表第2、別表第3、別表第4関係）
- (2) この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- (3) 所要の経過措置を定める。（附則第2項関係）

第 17 号

工事請負契約の変更について

令和4年12月熊本県議会定例会において議決された国道266号地域連携推進改築（新大矢野トンネル）工事他合併請負契約のうち、工期「契約締結の日の翌日から令和7年9月30日まで」を「契約締結の日の翌日から令和8年1月30日まで」に、契約金額「4,880,799,088円」を「5,435,706,012円」に変更することとする。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

（提案理由）

工事内容の変更のため、工期及び契約金額を変更する必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

工事請負契約の変更について

概 要

道路整備課

内 容	
工 事 名	国道266号地域連携推進改築 (新大矢野トンネル) 工事他合併
工 事 内 容	トンネル工
工 事 場 所	上天草市大矢野町登立地内
請 負 契 約 締 結 日	令和4年12月22日
請 負 業 者	福岡県福岡市中央区天神四丁目2番地20号 竹中・吉永・吉田・大政建設工事共同企業体 代表者 株式会社竹中土木九州支店 支店長 小西真臣
変更契約工期	契約締結日の翌日から令和7年9月30日まで を 契約締結日の翌日から令和8年1月30日まで に変更
変更契約金額	4,880,799,088円 を 5,435,706,012円 に変更 (増額 554,906,924円)
変 更 理 由	工期の変更理由 ・事前の調査では確認されなかった地質の変化への対応に係る増工に伴う工期延長 金額の変更理由 ・事前の調査では確認されなかった地質の変化への対応に係る増工に伴う増額 ・資材価格の変動に伴う増額

第 20 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件について、同条第 3 項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 4 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和 7 年 5 月 20 日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和 6 年 9 月 22 日 一般国道 387 号 合志市栄地内 倒竹	個 人 (車両所有者)	100,167 円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 21 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事
件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 1 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年4月24日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年10月9日 主要地方道玉名山鹿線 山鹿市坂田地内 支障木	株式会社フジカ ワ (車両所有者)	172,084円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 22 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 2 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年4月24日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和6年12月6日 一般県道益城菊陽線 上益城郡益城町大字宮園 地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	32,296円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 23 号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木村 敬

専第 3 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年4月24日専決

熊本県知事 木村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年1月17日 一般国道325号 上益城郡山都町柳地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	10,020円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 24 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 5 号

和解 及び 損害賠償額の決定 について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年5月20日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和解事項
令和7年2月20日 一般国道389号 天草郡苓北町都呂々地内 落石	個 人 (車両所有者)	78,815円	当事者双方は、 今後本件に関し て、裁判上又は裁 判外において一切 の異議及び請求の 申立てをしないこ と。

第 25 号

専決処分 の 報告 及び 承認 について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分した事件について、同条第3項の規定により次のとおり報告し、承認を求める。

令和7年6月6日提出

熊本県知事 木 村 敬

専第 6 号

和解及び損害賠償額の決定について

次に掲げる日、路線名等、場所及び原因で発生した事故に関し、和解の相手方と熊本県との間に次のとおり損害賠償の額を決定し、和解することとする。

令和7年5月20日専決

熊本県知事 木 村 敬

発 生 日 路 線 名 等 発 生 場 所 事 故 の 原 因	和解の相手方	損害賠償の額	和 解 事 項
令和7年3月1日 一般国道218号 上益城郡山都町長崎地内 穴ぼこ	個 人 (車両所有者)	52,175円	当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

専決処分の報告及び承認について（議案第20号～25号）

概 要

道路保全課

No	議案 番号	事故の 原因	日 時	場所及び路線名	損害額 (円)	賠償割合 (道路管理者)	賠償額 (円)	事故の状況
1	20	倒竹	令和6年9月22日 午後2時25分頃	合志市栄地内 一般国道387号	333,889	3割	100,167	被害者が、一般国道387号を菊池市方面から合志市方面に向けて、普通乗用自動車運転進行中、対向車線へ進入した前車に続いて対向車線へ進入したところ、対向車に気付き、自車線に戻った際、進路左側の雑木林から道路上に倒れていた竹に衝突し、左前部フェンダー等を損傷したもの。
2	21	支障木	令和6年10月9日 午前8時55分頃	山鹿市坂田地内 主要地方道玉名山鹿線	344,168	5割	172,084	被害者が、主要地方道玉名山鹿線を山鹿市山鹿方面から玉名郡和水町に向けて、大型貨物自動車運転進行中、進路左側の法面に生育し、道路上空にせり出した竹に衝突し、フロントガラス等を損傷したもの。
3	22	穴ぼこ	令和6年12月6日 午後0時15分頃	上益城郡益城町大字宮園地内 一般県道益城菊陽線	80,740	4割	32,296	被害者が、一般県道益城菊陽線を上益城郡益城町大字寺迫方面から熊本市東区戸島方面に向けて、普通乗用自動車運転進行中、対向車とすれ違うため、左側の路側帯に寄った際、路側帯上に生じていた穴ぼこに落輪し、左前輪を損傷したもの。
4	23	穴ぼこ	令和7年1月17日 午後3時10分頃	上益城郡山都町柳地内 一般国道325号	25,050	4割	10,020	被害者が、一般国道325号を宮崎県方面から阿蘇郡高森町方面に向けて、普通乗用自動車運転進行中、進路前方の自車線上に生じていた穴ぼこに落輪し、左前輪を損傷したもの。
5	24	落石	令和7年2月20日 午前0時頃	天草郡苓北町都呂々地内 一般国道389号	78,815	10割	78,815	被害者が、一般国道389号と道路区域内の法面の間にある被害者敷地に軽四輪乗用自動車を駐車中、同法面からの落石により、フロントガラスを損傷したもの。
6	25	穴ぼこ	令和7年3月1日 午後8時頃	上益城郡山都町長崎地内 一般国道218号	74,535	7割	52,175	被害者が、一般国道218号を上益城郡山都町馬見原方面から宮崎県方面に向けて、普通乗用自動車運転進行中、進路前方の自車線上に生じていた穴ぼこに落輪し、左前輪を損傷したもの。

令和6年度繰越計算書(総括表)

1 繰越明許費

(1) 一般会計(報告第1号)

(単位:円)

課 名	最 終 予 算 額	繰越に係る事業予算額	翌年度繰越額	備 考
道 路 整 備 課	36,764,688,000	26,196,911,000	20,018,822,568	
道 路 保 全 課	17,915,333,000	14,135,887,000	7,911,945,591	
都 市 計 画 課	11,334,334,000	10,996,472,000	8,090,555,347	
下 水 環 境 課	1,595,131,000	291,832,000	208,097,000	
河 川 課	43,253,654,000	33,530,231,489	25,079,611,370	
港 湾 課	8,085,636,000	4,668,561,000	2,447,713,569	
砂 防 課	12,614,625,000	10,814,480,791	9,226,930,270	
建 築 課	711,639,000	201,906,000	171,336,244	
営 繕 課	1,178,684,000	926,101,000	521,098,012	
住 宅 課	1,866,874,000	1,496,786,000	518,125,211	
合 計	135,320,598,000	103,259,168,280	74,194,235,182	

(2) 港湾整備事業特別会計(報告第2号)

(単位:円)

課 名	最 終 予 算 額	繰越に係る事業予算額	翌年度繰越額	備 考
港 湾 課	3,831,044,000	1,543,000,000	774,233,248	

(3) 臨海工業用地造成事業特別会計(報告第3号)

(単位:円)

課 名	最 終 予 算 額	繰越に係る事業予算額	翌年度繰越額	備 考
港 湾 課	748,081,000	735,000,000	553,236,362	

(4) 用地先行取得事業特別会計(報告第4号)

(単位:円)

課 名	最 終 予 算 額	繰越に係る事業予算額	翌年度繰越額	備 考
用 地 対 策 課	1,054,000,000	953,000,000	62,691,848	

(5) 下水道事業会計(報告第7号)

(単位:円)

課 名	最 終 予 算 額	繰越に係る事業予算額	翌年度繰越額	備 考
下 水 環 境 課	7,804,595,000	3,653,664,000	2,692,631,000	

合 計	148,758,318,000	110,143,832,280	78,277,027,640	(単位:円)
-----	-----------------	-----------------	----------------	--------

令和6年度繰越計算書(総括表)

2 事故繰越

(1) 一般会計(報告第6号)

(単位:円)

課 名	繰越に係る事業予算額	翌年度繰越額	備 考
道路整備課	10,315,939,313	2,083,321,385	
都市計画課	2,889,310,876	1,569,658,161	
下水環境課	29,612,000	29,612,000	
河川課	22,871,162,507	5,027,558,290	
砂防課	6,959,658,290	2,505,281,238	
合 計	43,065,682,986	11,215,431,074	

(2) 下水道事業会計(報告第8号)

(単位:円)

課 名	繰越に係る事業予算額	翌年度繰越額	備 考
下水環境課	430,090,000	70,460,000	

合 計	43,495,772,986	11,285,891,074	(単位:円)
-----	----------------	----------------	--------

令和6年度熊本県用地先行取得事業特別会計繰越明許費繰越計算書

用地対策課（用地先行取得事業特別会計）

(単位:円)

議案の の頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P 6 6	土 木 費	道路橋りょう費	国直轄道路用地費 先行取得事業費	953,000,000	62,691,848	用地の関係 4件 一般国道57号大津熊本道路（合志市）
用地対策課計				953,000,000	62,691,848	

令和6年度一般会計繰越明許費繰越計算書

道路整備課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁 数	款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
P 4 8) P 4 9	土 木 費	道路橋りょう費	道 路 改 築 費	4,275,170,000	3,246,801,475	計画に関する諸条件 1件 設計に関する諸条件 2件 用地の関係 2件 国道266号大矢野道路(上天草市)外4箇所
			単 県 道 路 改 築 費	922,778,000	623,776,356	計画に関する諸条件 26件 設計に関する諸条件 3件 用地の関係 8件 水俣出水線(水俣市)外36箇所
			地 域 道 路 改 築 費	16,567,918,000	13,260,472,666	計画に関する諸条件 125件 用地の関係 4件 補償処理の困難 17件 宇土不知火線(宇土市)外145箇所
			道 路 計 画 調 査 費	40,800,000	36,600,000	計画に関する諸条件 2件 熊本都市圏3連絡道路 外1箇所
			単 県 幹 線 道 路 整 備 特 別 事 業 費	121,230,000	99,190,114	計画に関する諸条件 5件 国道324号(天草市)外4箇所
			道 路 施 設 保 全 改 築 費	3,498,015,000	2,246,317,394	計画に関する諸条件 107件 国道219号 新萩原橋(八代市)外106箇所
			単 県 橋 り ょ う 補 修 費	771,000,000	505,664,563	計画に関する諸条件 8件 設計に関する諸条件 9件 稲佐津留玉名線 玉名橋(玉名市)外16箇所
道 路 整 備 課 計				26,196,911,000	20,018,822,568	

令和6年度一般会計繰越明許費繰越計算書

道路保全課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁 数	款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
P48 ） P49	土 木 費	道路橋りょう費	単県道路災害防除費	834,060,000	565,446,986	計画に関する諸条件 36件 国道442号（南小国町）外35箇所
			単県道路施設修繕費	1,714,118,000	561,475,605	計画に関する諸条件 4件 県内一円
			単県道路景観整備事業費	204,500,000	73,200,000	計画に関する諸条件 2件 県内一円
			単県交通安全施設等 整備事業費	618,556,000	362,040,000	計画に関する諸条件 41件 国道387号（合志市）外40箇所
			単 県 舗 装 費	2,164,075,000	684,300,000	計画に関する諸条件 20件 設計に関する諸条件 50件 三本松甲佐線（美里町）外69箇所
			道路施設保全改築費	8,600,578,000	5,665,483,000	計画に関する諸条件 196件 設計に関する諸条件 19件 用地の関係 26件 補償処理の困難 3件 国道445号（五木村）外243箇所
道 路 保 全 課 計				14,135,887,000	7,911,945,591	

令和6年度一般会計繰越明許費繰越計算書

都市計画課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁 数	款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
P 5 4	土 木 費	都 市 計 画 費	公 園 維 持 事 業 費	226,654,000	4,040,217	計画に関する諸条件 1件 県内一円
			総 合 体 系 都 市 費 交 通 調 査 費	112,700,000	108,826,974	計画に関する諸条件 1件 県内一円
			都 市 計 画 費 事 業 調 査 費	37,884,000	30,343,606	計画に関する諸条件 1件 県内一円
			土 地 区 画 費 整 理 事 業 費	4,586,430,000	2,935,219,748	用 地 の 関 係 11件 益城中央地区（益城町）外10箇所
			単 県 街 路 費 促 進 事 業 費	174,008,000	84,830,182	計画に関する諸条件 2件 益城中央線（益城町）外1箇所
			熊 本 都 市 圏 費 渋 滞 対 策 事 業 費	42,800,000	40,085,826	計画に関する諸条件 2件 熊本都市圏外1箇所
			街 路 整 備 事 業 費	5,238,548,000	4,641,330,596	計画に関する諸条件 6件 益城中央線（益城町）外5箇所
			公 園 整 備 費 促 進 事 業 費	186,748,000	127,580,109	計画に関する諸条件 3件 熊本県民総合運動公園（熊本市）外2箇所
			都 市 公 園 費 整 備 事 業 費	380,000,000	109,570,252	計画に関する諸条件 2件 熊本県民総合運動公園（熊本市）外1箇所
			単 県 都 市 公 園 費 環 境 整 備 事 業 費	10,700,000	8,727,837	計画に関する諸条件 2件 熊本県民総合運動公園（熊本市）外1箇所
都 市 計 画 課 計			10,996,472,000	8,090,555,347		

(単位:円)

[illegible]

令和6年度熊本県下水道事業会計予算繰越計算書
地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

下水環境課（下水道事業会計）

議案の 項 数	款	項	事 業 名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
							補 助 金 交 付 金 等	企 業 債	損 益 勘 定 留 保 資 金 等			
P 8 4	1 資 本 的 支 出	1 建 設 改 良 費		円 3,653,664,000	円 961,033,000	円 2,692,631,000	円 1,082,136,500	円 862,000,000	円 748,494,500	円	円	
			熊本北部流域下水道建設改良事業	1,227,776,000	530,982,000	696,794,000	404,024,000	146,000,000	146,770,000			半導体等の部品の調達が困難となり、電気機器の製作に不測の日数を要したため。
			球磨川上流流域下水道建設改良事業	478,504,000	127,950,000	350,554,000	226,354,000	62,000,000	62,200,000			半導体等の部品の調達が困難となり、電気機器の製作に不測の日数を要したため。
			八代北部流域下水道建設改良事業	612,384,000	302,101,000	310,283,000	161,758,500	74,000,000	74,524,500			半導体等の部品の調達が困難となり、電気機器の製作に不測の日数を要したため。
			熊本セミコン特定公共下水道建設改良事業	1,335,000,000		1,335,000,000	290,000,000	580,000,000	465,000,000			特定公共下水道の設置に係る事業計画の策定に不測の日数を要したため。

令和6年度一般会計繰越明許費繰越計算書

河川課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁 数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P49 ↓ P50	土木費	河川海岸費	河川調査費	175,571,000	167,546,311	計画に関する諸条件 3件 県内一円
			治水堤防費	1,753,019,000	1,077,656,565	計画に関する諸条件 23件 県内一円
			河川環境 美化推進事業費	267,557,000	17,460,571	計画に関する諸条件 3件 県内一円
			河川外来種等 緊急対策事業費	71,084,000	2,101,845	計画に関する諸条件 3件 県内一円
			河川掘削事業費	3,177,900,000	1,850,395,447	計画に関する諸条件 11件 県内一円
			単県河川海岸情報 基盤整備事業費	107,000,000	99,129,586	計画に関する諸条件 1件 県内一円
			河川改修事業費	5,197,240,307	4,461,022,103	計画に関する諸条件 19件 設計に関する諸条件 11件 用地の関係 9件 補償処理の困難 12件 資材の入手難 3件 境川（玉名市）外53箇所
			堰堤改良費	783,130,000	749,928,999	計画に関する諸条件 11件 市房ダム（水上村）外10箇所
			河川等災害費	2,272,000,000	1,372,725,226	計画に関する諸条件 4件 佐敷川（芦北町）外3箇所

令和6年度一般会計繰越明許費繰越計算書

河川課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁 数	款	項	事業名	金 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
P 5 0) P 5 2	土 木 費	河 川 海 岸 費	単 県 河 川 改 良 費	3,948,183,000	3,110,392,123	計画に関する諸条件 25件 設計に関する諸条件 14件 用地の関係 4件 補償処理の困難 7件 関川（南関町）外49箇所
			単 県 特 定 構 造 物 改 築 事 業 費	154,500,000	133,677,454	計画に関する諸条件 9件 設計に関する諸条件 3件 黒川（阿蘇市）外11箇所
			単 県 河 川 環 境 整 備 費	44,000,000	42,560,000	計画に関する諸条件 2件 坪井川遊水地（熊本市）外1箇所
			単 県 ダ ム 改 良 費	175,448,182	109,473,462	計画に関する諸条件 7件 市房ダム（水上村）外6箇所
			単 県 ダ ム 堆 砂 排 除 事 業 費	286,332,000	117,838,909	計画に関する諸条件 4件 市房ダム（水上村）外3箇所
			単 県 河 川 災 害 関 連 事 業 費	4,372,000,000	3,322,220,807	計画に関する諸条件 9件 佐敷川（芦北町）外8箇所
			単 県 海 岸 保 全 費	142,250,000	112,077,822	計画に関する諸条件 12件 設計に関する諸条件 4件 東外園海岸（天草市）外15箇所
			海 岸 堤 防 等 老 朽 化 対 策 緊 急 事 業 費	420,760,000	304,221,489	計画に関する諸条件 7件 設計に関する諸条件 2件 資材の入手難 1件 野崎海岸（八代市）外9箇所
土 木 費 計			23,347,974,489	17,050,428,719		

令和6年度一般会計繰越明許費繰越計算書

河川課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁 数	款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
P 5 9 ↓ P 6 0	災 害 復 旧 費	土 木 災 害 復 旧 費	過 年 発 生 国 庫 補 助 災 害 土 木 費（河 川）	8,554,110,000	6,722,808,865	計画に関する諸条件　62件 設計に関する諸条件　　2件 用 地 の 関 係　　　7件 資 材 の 入 手 難　　68件 金内橋（山都町）外138箇所
			現 年 発 生 国 庫 補 助 災 害 土 木 費（河 川）	1,320,340,000	1,184,706,444	計画に関する諸条件　27件 用 地 の 関 係　　12件 補 償 処 理 の 困 難　　2件 資 材 の 入 手 難　　1件 国道388号（水上村）外41箇所
			河 川 等 災 害 復 旧 費 受 託 事 業 費	105,271,000	105,271,000	計画に関する諸条件　　1件 村道白蔵線（五木村）
			河 川 等 単 県 費 災 害 復 旧 費	2,536,000	2,500,000	計画に関する諸条件　　2件 湯出大口線（水俣市）外1箇所
			災 害 復 旧 事 業 費 設 計 調 査 費	200,000,000	13,896,342	計画に関する諸条件　　1件 県内一円
災 害 復 旧 費 計				10,182,257,000	8,029,182,651	
河 川 課 計				33,530,231,489	25,079,611,370	

令和6年度一般会計繰越明許費繰越計算書

港湾課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁 数	款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
P 5 3	土 木 費	港 湾 費	海 岸 整 備 事 業 費	412,652,000	284,048,454	計画に関する諸条件 3件 設計に関する諸条件 1件 用 地 の 関 係 1件 資 材 の 入 手 難 1件 三角港海岸（宇城市）外5箇所
			単 県 港 湾 修 築 事 業 費	183,120,000	23,080,267	計画に関する諸条件 4件 本渡港（天草市）外3箇所
			単 県 港 湾 事 業 調 査 費	191,000,000	122,712,702	計画に関する諸条件 7件 長洲港（長洲町）外6箇所
			港 湾 環 境 整 備 事 業 費	1,019,770,000	877,443,000	計画に関する諸条件 2件 熊本港（熊本市）外1箇所
			単 県 港 湾 維 持 浚 渫 事 業 費	1,620,450,000	321,880,424	計画に関する諸条件 10件 八代港（八代市）外9箇所
			単 県 港 湾 海 岸 危 機 管 理 対 策 事 業 費	102,610,000	84,749,103	計画に関する諸条件 7件 天草管内 外6箇所
			港 湾 整 備 事 業 費	1,073,555,000	703,631,238	計画に関する諸条件 18件 八代港（八代市）外17箇所
			天 草 空 港 修 繕 費	65,404,000	30,168,381	設計に関する諸条件 1件 天草空港（天草市）
港 湾 課 計				4,668,561,000	2,447,713,569	

令和6年度港湾整備事業特別会計繰越明許費繰越計算書

港 湾 課 (港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計)

(単位:円)

議案の の頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P 6 2	土 木 費	港 湾 費	港 湾 修 築 費	363,000,000	269,233,248	計画に関する諸条件 4 件 熊本港（熊本市）外 3 箇所
			物 流 拠 点 費 機 能 向 上 事 業	1,050,000,000	375,000,000	計画に関する諸条件 1 件 設計に関する諸条件 2 件 八代港（八代市）外 2 箇所
			ふ 頭 用 地 費 造 成 事 業	130,000,000	130,000,000	設計に関する諸条件 1 件 熊本港（熊本市）
港 湾 課 計				1,543,000,000	774,233,248	

令和6年度臨海工業用地造成事業特別会計繰越明許費繰越計算書

港湾課（臨海工業用地造成事業特別会計）

（単位：円）

議案の の頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P 6 4	土 木 費	港 湾 費	八 代 港 臨 海 用 地 造 成 事 業 費	100,000,000	37,000,000	計画に関する諸条件 1 件 八代港（八代市）
			八 代 港 臨 海 用 地 維 持 管 理 事 業 費	60,000,000	60,000,000	計画に関する諸条件 1 件 八代港（八代市）
			熊 本 港 臨 海 用 地 造 成 事 業 費	575,000,000	456,236,362	計画に関する諸条件 1 件 熊本港（熊本市）
港 湾 課 計				735,000,000	553,236,362	

令和6年度一般会計繰越明許費繰越計算書

砂防課 (一般会計)

(単位:円)

議案の 頁数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P51 } P52	土木費	河川海岸費	通常砂防事業費	1,606,907,000	1,469,048,714	計画に関する諸条件 28件 万江川(山江村)外27箇所
			地すべり 対策事業費	216,291,000	195,052,931	計画に関する諸条件 6件 川内田(益城町)外5箇所
			急傾斜地崩壊 対策事業費	794,749,507	664,885,410	計画に関する諸条件 17件 折地(熊本市)外16箇所
			単県砂防事業費	214,000,000	131,340,841	計画に関する諸条件 6件 平保の木川(阿蘇市)外5箇所
			単県砂防事業費 (熊本広域大水害分)	107,000,000	101,500,000	計画に関する諸条件 2件 小田川(南小国町)外1箇所
			単県地すべり 対策事業費	53,500,000	24,660,489	計画に関する諸条件 2件 大矢崎(天草市)外1箇所
			単県急傾斜地崩壊 対策事業費	875,418,284	591,962,529	計画に関する諸条件 34件 白浜(熊本市)外33箇所
			単県砂防調査費	16,384,000	9,155,369	計画に関する諸条件 5件 県内一円
			砂防激甚災害対策 特別緊急事業費	1,467,257,000	1,467,212,041	計画に関する諸条件 6件 川内川(球磨村)外5箇所
			火山砂防事業費	2,644,502,000	2,301,396,807	計画に関する諸条件 35件 弥太郎谷1(小国町)外34箇所

令和6年度一般会計繰越明許費繰越計算書

砂防課 (一般会計)

(単位:円)

議案の 頁 数	款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	繰越の理由
P 5 2	土 木 費	河 川 海 岸 費	土砂災害監視システム 維持管理費	36,249,000	9,213,722	計画に関する諸条件 1件 県内一円
			単 県 砂 防 施 設 維 持 管 理 費	1,161,674,000	744,359,108	計画に関する諸条件 3件 県内一円
			土砂災害警戒避難 対策事業費	340,193,000	336,561,462	計画に関する諸条件 4件 県内一円
			危険地区からの 移転促進事業費	90,000,000	90,000,000	計画に関する諸条件 1件 県内一円
			砂 防 設 備 等 緊急改築事業費	1,190,356,000	1,090,580,847	計画に関する諸条件 21件 山宮谷川（五木村）外20箇所
砂 防 課 計				10,814,480,791	9,226,930,270	

(単位:円)

議案の 頁 数	款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
P 4 8	土 木 費	土 木 管 理 費	くまもとアートポリス 推 進 事 業 費	9,525,000	847,244	計画に関する諸条件 2件 県内一円
			住 宅 耐 震 化 費 緊 急 促 進 事 業 費	71,650,000	67,775,000	計画に関する諸条件 2件 県内一円
			既 存 盛 土 調 査 事 業 費	116,449,000	98,432,000	計画に関する諸条件 14件 県内一円
			危 険 地 区 か ら の 移 転 促 進 事 業 費	4,282,000	4,282,000	計画に関する諸条件 2件 甲佐町
建 築 課 計				201,906,000	171,336,244	

營 繕 課 (一 般 会 計)

[illegible]

令和6年度一般会計繰越明許費繰越計算書

住 宅 課 (一 般 会 計)

(単位:円)

議案の 頁 数	款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
P 5 5	土 木 費	住 宅 費	公 営 住 宅 維 持 補 修 費	706,896,000	42,978,099	計画に関する諸条件 11件 県営江津湖団地外10箇所
			公 営 住 宅 建 設 費	2,923,000	2,905,000	計画に関する諸条件 3件 県営帯山第2団地外2箇所
			公 営 住 宅 ス ト ッ ク 総 合 改 善 事 業 費	740,416,000	455,259,112	計画に関する諸条件 14件 県営江津湖団地外13箇所
			空 家 等 対 策 総 合 支 援 事 業 費	6,507,000	4,999,000	計画に関する諸条件 2件 産山村外1箇所
			高 齢 者 向 け 優 良 賃 貸 住 宅 供 給 促 進 事 業 費	40,044,000	11,984,000	計画に関する諸条件 1件 合志市
住 宅 課 計				1,496,786,000	518,125,211	

令和6年度一般会計事故繰越し繰越計算書

道路整備課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁 数	款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
P 7 5	土 木 費	道路橋りょう費	道 路 改 築 費	1,195,248,465	158,349,000	地質調査に係る関係者との協議に不測の日 数を要したため 国道266号大矢野道路(上天草市)外1箇所
			地 域 道 路 改 築 費	9,120,690,848	1,924,972,385	用地取得に係る関係者との協議に不測の日 数を要したため 大津植木線（菊陽町）外7箇所
道 路 整 備 課 計				10,315,939,313	2,083,321,385	

令和6年度一般会計事故繰越し繰越計算書

都市計画課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁 数	款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
P 7 9	土 木 費	都 市 計 画 費	都 市 計 画 費 都 市 業 務 調 査 費	44,188,007	29,294,127	区域マスタープランの策定において、関係 機関との協議に不測の日数を要したため 県内一円
			単 独 街 路 費 促 進 事 業 費	40,362,983	40,362,983	支障電柱の移転に係る関係者との協議に不 測の日数を要したため 益城中央線（益城町）
			街 路 整 備 事 業 費	2,804,759,886	1,500,001,051	支障電柱の移転に係る関係者との協議に不 測の日数を要したため 益城中央線（益城町）外1箇所
都 市 計 画 課 計				2,889,310,876	1,569,658,161	

(単位:円)

議案の 頁 数	款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
P 7 0	衛 生 費	環 境 衛 生 費	生 活 排 水 処 理 構 想 策 定 事 業 費	29,612,000	29,612,000	八代海流域別下水道整備総合計画に係る基本方針の変更に伴い、関係機関との協議に不測の日数を要したため 県内一円
下 水 環 境 課 計				29,612,000	29,612,000	

令和 6 年度熊本県下水道事業会計予算繰越計算書
地方公営企業法第 26 条第 2 項ただし書の規定による事故繰越額

下水環境課（下水道事業会計）

議案の 項 数	款	項	事 業 名	予 算 計 上 額	支 払 義 務 額 発 生 額	翌 年 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入 限度額	説 明
							補 助 金 等 交 付 金 等	企 業 債	損 益 勘 定 等 留 保 資 金 等			
P 8 6	1 資本的 支 出	1 建 設 改 良 費		円 430,090,000	円 359,630,000	円 70,460,000	円 35,230,000	円 17,000,000	円 18,230,000	円	円	
			熊本北部流域下水道建設改良事業	430,090,000	359,630,000	70,460,000	35,230,000	17,000,000	18,230,000			全国的な技術員の不足により、工事施工に不測の日数を要したため。

令和6年度一般会計事故繰越し繰越計算書

河川課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁 数	款	項	事業名	金 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
P 7 6 ） P 7 7 P 7 9	土 木 費	河 川 海 岸 費	河 川 改 修 事 業 費	4,016,494,936	864,389,814	工事着手後に排水溝等の支障物が発見されたことにより、工事計画の変更が必要となり、工事施工に不測の日数を要したため 境川（玉名市）外2箇所
			堰 堤 改 良 費	692,410,304	130,720,000	半導体不足により、資材確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したため 上津浦ダム（天草市）外1箇所
			河 川 等 災 害 費 関 連 事 業 費	1,106,525,593	335,812,699	工事着手後、関係者との協議により、工事計画の変更が必要となり、工事施工に不測の日数を要したため 佐敷川（芦北町）外3箇所
			単 県 河 川 改 良 費	3,201,858,650	376,093,686	工事着手後、関係者との協議により、工事計画の変更が必要となり、工事施工に不測の日数を要したため 川辺川（相良村）外4箇所
			単 県 ダ ム 改 良 費	566,818	566,818	工事着手後、関係者との協議により、工事計画の変更が必要となり、工事施工に不測の日数を要したため 県内一円
			単 県 河 川 災 害 費 関 連 事 業 費	2,192,155,323	26,200,939	工事着手後、関係者との協議により、工事計画の変更が必要となり、工事施工に不測の日数を要したため 大谷谷川（相良村）外2箇所
			海 岸 堤 防 等 老 朽 化 対 策 緊 急 事 業 費	287,622,124	104,830,000	工事着手後、関係者との協議により、工事計画の変更が必要となり、工事施工に不測の日数を要したため 新地海岸（宇城市）
土 木 費 計				11,497,633,748	1,838,613,956	

令和6年度一般会計事故繰越し繰越計算書

河川課（一般会計）

（単位：円）

議案の 頁 数	款	項	事 業 名	金 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
P 8 2	災 害 復 旧 費	土 木 災 害 復 旧 費	過 年 発 生 国 庫 補 助 災 害 土 木 費（河 川）	6,756,972,235	1,749,437,688	労働需要の増加により、施工業者における 人員確保が困難となり、工事施工に不測の 日数を要したため 国道267号(人吉市)外60箇所
			現 年 発 生 国 庫 補 助 災 害 土 木 費（河 川）	3,831,841,726	738,416,646	労働需要の増加により、施工業者における 人員確保が困難となり、工事施工に不測の 日数を要したため 木山川(益城町)外16箇所
			河 川 等 災 害 復 旧 受 託 事 業 費	784,714,798	701,090,000	労働需要の増加により、施工業者における 人員確保が困難となり、工事施工に不測の 日数を要したため 村道白蔵線（五木村）
災 害 復 旧 費 計				11,373,528,759	3,188,944,334	
河 川 課 計				22,871,162,507	5,027,558,290	

令和6年度一般会計事故繰越し繰越計算書

砂防課 (一般会計)

(単位:円)

議案の 頁 数	款	項	事業名	金 額	翌年度繰越額	繰 越 の 理 由
P77 P78	土 木 費	河 川 海 岸 費	通 常 砂 防 事 業 費	2,171,138,385	676,282,331	労働需要の増加により、施工業者における 人員確保が困難となり、工事施工に不測の 日数を要したため 赤江川(芦北町)外7箇所
			地 す べ り 対 策 事 業 費	716,613,254	207,045,624	工事着手後、関係者との協議により、工事 計画の変更が必要となり、工事施工に不測 の日数を要したため 川内田(益城町)外3箇所
			急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	748,763,832	224,538,897	工事着手後、関係者との協議により、工事 計画の変更が必要となり、工事施工に不測 の日数を要したため 山口(芦北町)外8箇所
			単 県 急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	523,893,278	42,866,336	工事着手後、関係者との協議により、工事 計画の変更が必要となり、工事施工に不測 の日数を要したため 万ヶ瀬1(御船町)外5箇所
			砂 防 激 甚 災 害 対 策 特 別 緊 急 事 業 費	1,574,467,037	1,039,994,000	令和6年台風10号の影響により、工事計 画の変更が必要となり、工事施工に不測の 日数を要したため 川内川(球磨村)外6箇所
			火 山 砂 防 事 業 費	1,224,782,504	314,554,050	工事着手後に硬質な地盤の存在が判明した ことに伴い、工法の変更が必要となり、工 事施工に不測の日数を要したため 弥太郎谷(小国町)外3箇所
砂 防 課 計				6,959,658,290	2,505,281,238	

